

租税債権管理機構が受託した債権における
管理者の専決処分事項の指定について

(令和元年7月23日 議決)

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第180条第1項の規定により、
管理者において専決処分することができる事項を次のとおりに指定する。

- 1 法第96条第1項第12号に規定するもののうち、住宅新築資金等貸付金の請求につき、
必要な訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関するものであって、1,000万
円以下のもの。
- 2 法第96条第1項第12号に規定するもののうち、災害復旧支援資金貸付金及び公営住
宅使用料等の請求につき、必要な訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関す
るものであって、500万円以下のもの。